

徳島県告示第百九十三号

平成八年徳島県告示第四百七十一号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二の知事が定める金額を定める件）の一部を次のように改正し、令和五年四月二十八日から施行する。

令和五年四月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

表常時介護を要する状態の項第一号中、「十七万千六百五十円」を、「十七万二千五百五十円」に改め、同項第二号中、「七万五千二百九十円」を、「七万七千八百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項第一号中、「八万五千七百八十円」を、「八万六千二百八十円」に改め、同項第二号中、「三万七千六百円」を、「三万八千九百円」に改める。